



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤幸二

令和5年度(第74回)全国労働衛生週間

スローガン： 目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場

期 間： 令和5年10月1日～7日

【準備期間：令和5年9月1日～9月30日】

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な労働衛生活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

今年度は、現状を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」といいます。）において、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点事項を定め、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとなりました。

つきましては、各事業場におかれては、労使の連携と協力のもと、以下の各期間に実施する事項を踏まえた全国労働衛生週間の実施をお願いします。

1 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ。

- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・高年齢労働者に対する健康づくりを踏まえた転倒、腰痛災害予防対策
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙防止対策
- ・治療と仕事の両立支援対策
- ・職場の熱中症予防対策の推進
- ・テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- ・小規模事業場での産業保健活動の充実
- ・女性の健康課題に関する取組み

2 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会や見学会などの開催、作文や写真、標語などの掲示
- ・その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

3 ご参考・お役立ちサイト

- (1) 中央労働災害防止協会・全国労働衛生週間特設サイト
<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>
- (2) 鳥取産業保健総合支援センター
<http://www.tottoris.johas.go.jp/>
- (3) メンタルヘルス対策
 - ・ストレスチェック等メンタルヘルス対策
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzensei12/index.html
 - ・働く人のメンタルヘルスサポートポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>
- (4) 治療と仕事の両立支援
 - ・治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>
- (5) 働き方改革
 - ・働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
- (6) SAFE コンソーシアム
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>
- (7) 高年齢労働者の安全衛生対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anken/newpage_00007.html
- (8) 化学物質管理
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html
- (9) 労働安全衛生調査
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html
- (10) その他
 - ・職場における熱中症予防情報
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01633.html
 - ・職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anken/kitsuen/index.html
 - ・鳥取労働局「第14次労働災害防止推進計画」
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01643.html

鳥取働き方改革 推進キャンペーン2023



鳥取働き方改革推進会議（鳥取労働局、鳥取県を始め関係行政機関、関係団体等で構成。以下「推進会議」といいます。）では、11月を鳥取働き方改革推進キャンペーン月間とし、様々なイベントを実施します。

キャンペーンでは、①働き方改革関連セミナーの実施、②有給休暇取得推奨デー（11/2及び11/24）並びに祝日等と組み合わせた連続休暇の取得勧奨、③「働き方改革」川柳の募集、④鳥取労働局（監督署・ハローワーク）、働き方改革サポートオフィス鳥取、鳥取県中小企業労働相談所みなくろ及び鳥取県よろず支援拠点での特別相談等の実施などを予定しています。

各企業・団体におかれましては、趣旨をご理解いただき、有給休暇の取得促進、ノー残業デー導入の他、働き方改革に向けた取組をお願いいたします。

なお、働き方改革を進めるための、職場環境の改善、生産性の向上に向けた取組などに対する助成金もごさいます。是非ご活用ください。

イベント等の詳細につきましては、推進会議事務局へお問い合わせいただくか、ホームページ「鳥取働き方改革推進キャンペーン2023特設サイト」（鳥取労働局）をご参照ください。

働き方改革推進会議事務局

鳥取労働局 雇用環境・均等室 ☎0857-29-1709

ホームページ [https://jsite.mhlw.go.jp/](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_0137)

[tottori-roudoukyoku/newpage_0137](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_0137)

[5.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_0137)



「はたらきかたススめ特設 サイト」開設について

2024年4月から、建設業、トラック・バス・タクシードライバー等についても、働く方の健康を守るため、「時間外労働の上限規制」が適用されます。

＜「時間外労働の上限規制」とは・・・＞

残業の時間に上限を設け、過度の残業をなくし、働く方の健康を確保するためのものです。

自動車運転の業務、建設の事業、医業に従事する医師以外では、2019年4月（中小企業では2020年4月）から適用が開始されています。

今後、時間外労働の上限規制を円滑に適用し、建設業で働く方やドライバーが健康に働き続けることができるようにするため、厚生労働省、国土交通省では、「はたらきかたススめ特設サイト」を開設しました。

＜はたらきかたススめ特設サイトのURL＞

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp>

当サイトでは、建設業、トラック・バス・タクシードライバーの時間外労働の現状を紹介するとともに、建設業で働く方やドライバーの時間外労働を減らして働き方改革を進めるために必要な情報を掲載しています。

建設業やドライバーの長時間労働の要因の一つとして、著しく短い工期の設定や荷物の積み卸しの際の長時間の待機など取引慣行上の課題がありますが、これらの事情はなかなか個々の事業者の努力だけでは解決することができません。

そのため、当サイトでは、建設業やトラック・バス・タクシー業を営む事業者だけでなく、取引関係者などさまざまな人々に向けて、建設業やドライバーの働き方改革の実現に役立つ情報を広く発信しています。

動画コンテンツもあり、建設業やドライバーの働き方改革の実現に関する情報をわかりやすく知ることができるとなっています。

建設業やトラック・バス・タクシー業を営む事業者の方もそうでない方も、一度当サイトを覗いてみてください。

なお、建設業、トラック・バス・タクシードライバー等の時間外労働の上限規制についての詳細は、鳥取労働局労働基準部監督課又は各労働基準監督署にお問い合わせください。

「業務改善助成金」を ご活用ください

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、労働能率の増進に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等に要した費用の一部を助成します。

対象事業場は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が30円以内の事業場です。

また、売上高や生産量の減少等の一定要件に該当する事業者には助成対象経費の拡充も行っております。

申請期限は令和6年2月28日となっております。

詳細は厚生労働省のHPをご覧いただくか、鳥取労働局雇用環境・均等室（0857-29-1701）までお問い合わせください。



https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/_120731.html

令和5年度(第48回)

鳥取県産業安全衛生大会 を開催します

開催日 令和5年10月27日(金)

時間 13時15分～16時30分(12時開場)

開場 倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町212-5)

※ 詳しくは案内チラシをご覧ください。

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。
労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。
詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鳥取労働局雇用環境・均等室(0857-29-1709)にお問い合わせください。

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL)
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

- (※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
- (※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

「令和4年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しました

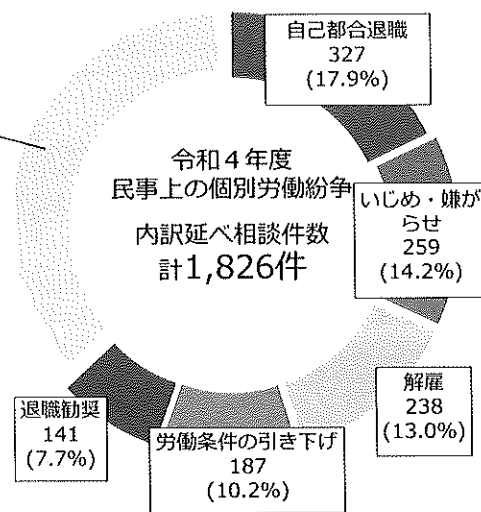
鳥取労働局では、労働局及びすべての労働基準監督署に総合労働相談コーナーを設置しています。令和4年度に同コーナーに寄せられた相談のうち、民事上の個別労働紛争に係る相談の内訳は以下のとおりです。最も多い相談は「自己都合退職(17.9%)」、続いて「いじめ・嫌がらせ(14.2%)」となっています。

民事上の個別労働紛争に係る相談の内訳は以下のとおりです。最も多い相談は「自己都合退職(17.9%)」、続いて「いじめ・嫌がらせ(14.2%)」となっています。

ほか 計674

雇い止め	88	(4.8%)
出向・配置転換	77	(4.2%)
賠償	47	(2.6%)
懲戒処分	40	(2.2%)
雇用管理等	25	(1.4%)
その他の労働条件	264	(14.5%)
その他	133	(7.3%)

※「その他の労働条件」とは、休暇の取得抑制など他の区分に分類されない労働条件



※ ()内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したものである。

詳細は、鳥取労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/2023_funsoujyoukyou.pdf

労働安全衛生関係

免許試験日程(学科)

令和5年10月から令和6年3月までの試験日程は次の通りです。受験資格については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 福山市新涯町2-29-36

電話084-95414661

に照会して下さい。

Table with columns: 試験の種類, 試験月 (10月-3月), 試験開始時刻, 試験終了時刻. Rows include various technical skills like boiler operators, crane operators, and welders.

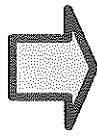
(注) ① 大印の試験は学科試験(合格後、実技試験を実施します。② 限定免許解除試験(クレーン限定解除試験)は、床上運転式限定解除試験を(含む)の終了時刻は14:45です。また、デリック限定解除試験の終了時刻は15:30です。

個別労働紛争を防ぎ、解決して働きやすい職場の実現を！【厚生労働省委託事業】 【令和5年度 個別労働紛争解決研修】 『基礎研修』開催のご案内

全基連では、企業内で発生する個別労働紛争を円滑、かつ早期に解決できる人材を育成することを目的とした個別労働紛争解決研修「基礎研修」を7月から令和6年1月まで13回開催します。

受講方法：研修日(ライブ配信または会場での受講)は1日ですが、研修日前1か月間は事前学習期間としてオンデマンド配信を視聴しながら労働法の講義等を受講していただきます。

事前学習期間 (研修日の1カ月前～研修日前日) 労働法及び事例的研修①をオンデマンド配信にて受講。



研修日当日(9:30～18:00) 「労働法(総括)」及び「事例的研修②～④」を自宅等でライブ配信により受講または会場で対面で受講。

※基礎研修は13回開催します。うち9回は研修日がライブ配信による受講、4回は会場(東京3回、大阪1回)での受講となります。ご希望の回を選択してください。【各回定員60名、受講料27,500円(税込)】

- 《ライブ配信による研修日》
□9月4日(月) □10月6日(金)
□10月18日(水) □11月2日(木)
□11月30日(木) □12月13日(水)
□令和6年1月27日(土)

- 《会場での対面による研修日》
□9月26日(火) 会場 大阪
□11月14日(火) 会場 東京
□令和6年1月10日(水) 会場 東京

※研修の日程、詳細は全基連のホームページをご覧ください。

お問合せ・お申し込み先 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(略称 全基連) 研修事業本部
TEL:03-3518-9103 E-mail:kensyu@zenkiren.com ホームページ https://www.zenkiren.com

事業場の安全・健康・快適の 問題解決を 応援!

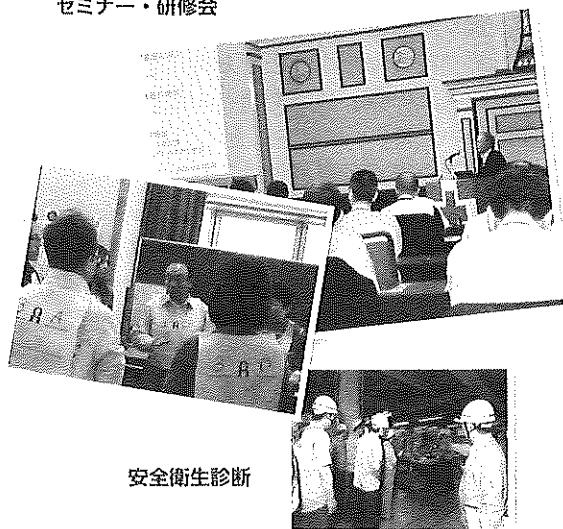
中災防賛助会員 入会のご案内

企業の自主的な安全衛生活動を支援(人材育成・技術サポート・情報発信)します

賛助会員にご加入いただくと以下の特典があります。

- ★教育研修・専門技術の利用が会員料金
- ★定期刊行物の配布

セミナー・研修会



安全衛生診断

※現在はマスク着用等の感染防止対策を徹底したうえで実施しています。

★「全国産業安全衛生大会」
のご優待

★安全衛生ホットラインの利用



★各週間の時などに
ポスター、用品、図書 の配布



入会方法

- いつでもご入会いただけます。申込書に必要事項をご記入の上、E-mail またはFAXにてお申込みください。年度途中のご入会の場合、会費は月割りとなります。
- 会費は年会費1口50,000円、従業員50人未満の事業場は1口40,000円です。お申し出により、5月と10月の年2回の分割納入ができます。
- 事業場単位でのご入会となります。
- 入会申込書到着後、入会月の10日頃に会費の請求書等、関係書類をお送りいたします。
- お問合せ：中央労働災害防止協会 教育推進部 (TEL:03-3452-6049) または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

全ての働く人々に安全・健康を
～ Safe Work, Safe Life ～



中央労働災害防止協会 教育推進部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
 Tel. 03-3452-6049 (ダイヤルイン)
 Fax. 03-5443-9845 E-mail: kaijin@jisha.or.jp
<http://www.jisha.or.jp/about/sanjo/index.html>

東部支部だより

トラックの荷役作業時における安全対策の強化について

陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に貨物自動車での荷役作業時における墜落・転落災害が多く発生しています。鳥取労働基準監督署管内においても、令和4年の道路貨物運送業における休業4日以上労働災害の4割弱が墜落・転落災害によるものとなっています。また、陸上貨物運送業ではないものの、令和4年及び令和5年と続けて、墜落・転落災害による死亡災害が発生しており、依然として墜落・転落災害への注意が必要な状況です。

このため、令和5年10月1日より、貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落対策の充実のため、労働安全衛生規則、安全衛生特別教育規程の一部が改正されました。今回の改正は、道路貨物運送業のみならず、該当する作業を行う事業者の皆様が適用を受けるものです。

主な改正内容の概要は次のとおりです。

①昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大（令和5年10月1日より施行）

荷を積み卸す作業を行う際に、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、現行の最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

また、荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量が5トン以上のものに加え、最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、

(ア)荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの

(イ)最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの

が追加されます。

②テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業の特別教育の義務化（令和6年2月1日より施行）

荷を積み卸す作業時のテールゲートリフターの操作の業務が特別教育の対象となりました。これにより規程の科目、時間について特別教育を行い、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

なお、特別教育は、一定の業務従事歴等によって科目、時間の一部を省略できる場合もあります。

③運転位置から離れる場合の措置の一部改正（令和5年10月1日より施行）

現行の労働安全衛生規則第151条の11には、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れる時の必要な措置が規定されています。今回の改正により、テールゲートリフターの作業の実情に沿った適

用除外規定が設けられました。

改正の詳細につきましては厚生労働省作成のリーフレットをご参照ください。今後も引き続き、労働安全への積極的なご対応をお願いします。

地域産業保健センターをご活用ください

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の事業場やそこで働く労働者を対象に、「健康診断の結果についての医師からの意見聴取」、「長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導」、「心身の健康管理に関わる相談」等の支援を無料で行っています。詳細はこちらをご覧ください。



歯科健診の実施と報告について

労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施についてご存じでしょうか？ 最近、歯科健診に関するご相談をいくつかお受けしましたので、この機会に、法令に基づく歯科医師の健診等について周知いたします。

事業場における歯科健診については、労働安全衛生法第66条（同規則第48条）により、塩酸、硝酸、硫酸、弗化水素、黄りん等菌又はその支持組織に有害な物質のガス、蒸気及び粉じんを取り扱う業務に従事する労働者に対し、雇い入れの際、当該業務への配置換えの際及び当該業務についた後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健診の実施が義務付けられています。

また、令和元年度に、厚生労働省が実施した自主点検において、常時使用する労働者が50人未満の事業場では、前述の歯科健診の実施率が非常に低いことが判明し、歯科健診の実施状況を把握し、実施率の向上を図るために、令和4年10月1日からは全ての事業場が、歯科健診の結果を、新たに定められた様式（有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書）により、所轄労働基準監督署へ報告するよう労働安全衛生規則が改正されました（常時使用する労働者数が50名以上の事業場は以前から報告義務がありますが、報告様式は改正されています）。

歯科健診の結果については、事業場において、健康診断結果個人票（様式第5号）により記録し、5年間保存することともに、他の健康診断と同様に、健診結果に異常の所見（有所見）を認めた労働者については、当該労働者の健康を保持するために、医師及び歯科医師から意見を聴取し、必要があると認めるときは、就業場所の変更、作業の転換等の措置を講じなければならないとされています。

皆さまの職場でも、前述の歯科健診の対象となる業務の有無、歯科健診の対象者の把握等について確認して頂き、適正な健康診断の実施と、健診結果に基づく労働者の健康保持増進措置、所轄労働基準監督署への報告等を行いましょ。

歯科健診等各種健診結果報告書の様式は、こちらからダウンロードしてお使いください。



西部支部だより

労働災害防止に取り組みましょう

米子労働基準監督署管内における休業4日以上労働災害は、令和5年7月速報値で137件であり、昨年からの微減ではあるものの、高止まりとなっています。

さらに今年は今署管内で死亡災害が1件発生しており、重大な災害をはじめとする労働災害防止の取り組みが重要です。

労働災害137件のうち、転倒が55件(40%)と最多、次いで墜落・転落24件(18%)、はさまれ・巻き込まれ9件、激突9件、無理な動作(腰痛等)9件(7%)の順となっています。(下記円グラフ参照)

発生割合が最も多い転倒災害では、50歳以上が49件と約9割を占め、更に50歳代、60歳代の女性が過半数を占めています。

全国的にも、転倒災害は高齢者が多く、転倒災害のうち、50歳以上の女性の災害が47%となっています。

これは、一般的に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなっているほか、特に女性は加齢とともに骨折のリスクが増加するためと考えられます。

また、全国の転倒災害について分析を行った結果、「つまずき」、「滑り」を原因としたものが約7割となっています。

「つまずき」を原因としたもののうち、「何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒」が27%と最多となっています。

このため、転倒災害を減少させるためには、整理整頓し歩きやすい通路を確保することはもちろん、労働者の年齢構成等を踏まえ、転倒やケガをしにくい身体づくりのための運動プログラムの導入といったソフト的な対策が必要です。

転倒とはいえ、その7割が骨折といった重篤な怪我に繋がっており、平均休業日数は47日と、決して侮ることはできません。

冬季は降雪、凍結による転倒災害も多発するなど、転倒災害は全ての職場で発生し得る災害です。

他人事と考えず、ぜひ、転倒災害防止にお取り組みください。

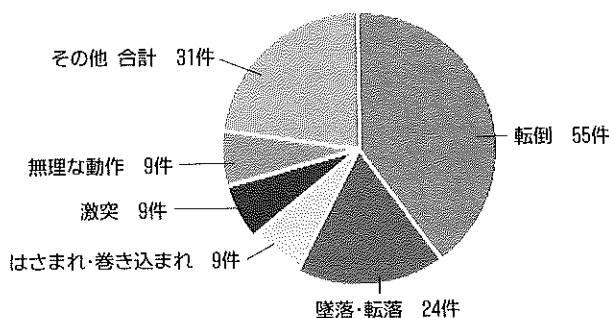


職場3分エクササイズ



中央労働災害防止協会
転倒予防セミナー

令和5年7月速報値(全業種)



10月1日～7日は全国衛生週間です

本年も、10月1日～7日は全国衛生週間(9月は準備期間)です。

「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」をスローガンに、以下を重点事項としています。

- (1) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (2) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- (3) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
- (4) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (5) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (6) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- (7) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (8) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- (9) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- (10) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- (11) 女性の健康課題に関する事項

労働者の健康管理に関して、西部地域産業保健センター(TEL0859-22-3570)でも様々な支援を行っています。

この機会に是非ご活用ください。

講習会 開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部では次のとおり講習会を開催します。

多数の受講をお待ちしています。

☆フルハーネス型墜落制止器具使用作業員特別教育(学科・実技)

日時 第7回 令和5年9月20日(水)9時～17時
第8回 令和5年9月21日(木)9時～17時
場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館
(定員各40名)

☆職長・安全衛生責任者教育

日時 令和5年10月18日(水)～19日(木)
10月18日(水)9時～17時
10月19日(木)8時30分～17時
場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆自由研削用といし取替等業務特別教育(学科・実技)

日時 令和5年11月8日(水)9時～16時
場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館
(定員40名)

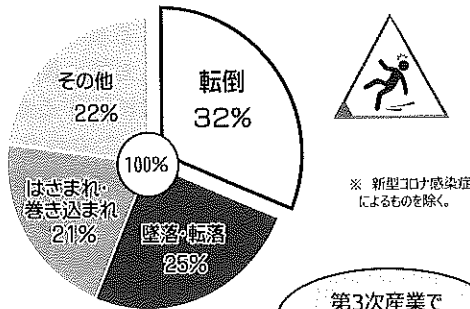
☆化学物質管理者講習に準ずる講習 第1回

日時 令和5年11月27日(月)9時～16時
場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

中部支部だより

3件に1件が転倒です

令和5年に倉吉労働基準監督署管内で発生した労働災害のうち、3割以上(※)が転倒災害です。



● 発生業種

製造業 27% 保健衛生業 20% 商業 20% 接客娯楽業 27%

● 休業期間

平均 2.6日

● 被災年齢構成

3.0歳代 2.0% 5.0歳代 2.0% 6.0歳代 4.0% 7.0歳代 1.3%

第3次産業で全体の2/3以上

転倒と侮るなかれ!

約7割が高年齢者!

対策

- 4S活動
- KY (危険予知) 活動
- 危険の「見える化」
- 転倒等リスク評価セルフチェック

もっと詳しくはこちら!

STOP! 転倒 <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>
倉吉労働基準監督署 2023.7

「化学物質管理者講習に準ずる講習」のご案内

令和6年4月からリスクアセスメント対象物の製造、取扱い、または譲渡提供を行う事業場においては、化学物質管理者(労働安全衛生規則第12条の5)を選任し、化学物質に関するリスクアセスメントの実施、ばく露防止措置の実施管理、化学物質の自律的な管理について各種対応が必要となります。

化学物質管理者の選任は、① リスクアセスメント対象物を製造している「事業場」については、「化学物質管理者講習」を修了している者又はこれと同等以上の能力を有すると認められた者から ② ①以外の事業場は、化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者から選任することとされています。

このうち②の選任については、「化学物質管理者講習に準ずる講習」を受講した者から選任することが望ましいとされています。

当協会では、東部・西部・中部の各支部で下記のとおり「化学物質管理者講習に準ずる講習」を開催しますので、この機会に是非受講されますようご案内します。

東部支部

- ・11月20日(月) (第1回) 労働基準協会会館
- ・2月13日(火) (第2回) 労働基準協会会館

西部支部

- ・11月27日(月) (第1回) 米子食品会館
- ・12月8日(金) (第2回) 米子食品会館

中部支部

- ・11月16日(木) 伯耆しあわせの郷

※ 開催案内は開催の1~2か月前にホームページに掲載します。

今後の特別教育・研修等の日程について

中部支部では、10月から12月までの特別教育・講習等について次のとおり予定し受講をお待ちしております。

募集開始はそれぞれの日程の2か月前頃に始まります。

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| (1) リスクアセスメント研修 | 10月5日(木) |
| (2) 安全管理者選任時研修(2日間) | 10月11日(水)・12日(木) |
| (3) フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育 | 10月31日(火) |
| (4) 特定粉じん作業特別教育 | 11月9日(木) |
| (5) 化学物質管理者講習に準ずる講習 | 11月16日(木) |
| (6) KYT(危険予知訓練)研修 | 11月28日(火) |
| (7) 電気(低電圧)取扱業務特別教育 | 12月6日(水) |
| (8) 足場の組立て等業務特別教育 | 12月14日(木) |

全国産業安全衛生大会



令和5年 9月27日(水) → 29日(金)
 オンライン限定プログラム視聴期間: 令和5年9月27日(水)~10月13日(金)
 総合集会: ポートメッセなごや (愛知県名古屋市)
 分科会: ポートメッセなごや
 一般: 1名16,500円(税込) / 中災防賛助会員: 1名8,250円(税込)
 緑十字展2023 ポートメッセなごや

インターネットでのお申し込みは特設ウェブサイトから。
 詳しくは中災防ホームページ(<https://www.jisha.or.jp/taikai/>)をご覧ください。